

税務署からこのようなハガキが届いています。  
 (こちらは開いた状態です)  
 確認してください。

## e-Taxで確定申告を！！

e-Taxの送信方法は2通り！

### マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は...

### ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ！

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

ご利用に当たっては、税務署で交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要となります。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。

### ①「確定申告のお知らせ」の送付について

近年、ICT (情報・通信技術) 申告が増加し、税務署から送付していた申告書等用紙が利用される割合が低下しているため、行政コスト削減の観点から、**確定申告書を送付することに代えて、確定申告に必要な情報を記載したこのはがきを送付しております。**皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

手書きで作成する場合、申告書や手引き等は国税庁ホームページからダウンロードできます。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。



国税庁ホームページの様式ダウンロードページへはこちらから

① こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。

料金後納郵便  
 e-Taxでも書面でも  
 作成コーナーは自動で計算！

## 重要 平成30年分 確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

こちらの部分に、平成30年分の確定申告書を作成するのに大事な情報が記載されています。

確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様が開封ください。

### 平成30年分確定申告書の受付期間及び納期限等

	申告書の受付期間	納期限 振替日(振替納税利用の場合)
所得税及び復興特別所得税	平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)	平成31年3月15日(金) 平成31年4月22日(月)
消費税及び地方消費税	平成31年1月～平成31年4月1日(月) (12月31日の属する課税期間分を表示しています。)	平成31年4月1日(月) 平成31年4月24日(水)

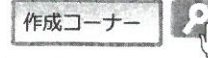
税務署の開庁日(土・日曜、祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません。

甲府税務署 400-8584  
 甲府市丸の内1丁目1番18号  
 甲府合同庁舎

## 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

### STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません！



確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

### STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

### STEP 3 申告書を提出

申告書の提出方法は2通りあります。

#### 作成コーナーからe-Taxで送信

送信方法は2通りあります(詳しくは左面をご覧ください。)

#### 印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

お知らせはがき

OPEN

このお知らせは、確定申告書等作成コーナーを利用された方や指導機関等を通じて申告書を作成された方などへ申告書・決算書等の用紙に代えて送付しています。

### 平成30年分確定申告書の作成に必要な情報

様

《電子申告(e-Tax)に関する事項》

○ 利用者識別番号

取得していません。		
-----------	--	--

○ ダイレクト納付 利用なし  
 ※ 振替納税をご利用いただいています。

《所得税及び復興特別所得税に関する事項》

○ 申告の種類 色

○ 振替納税利用 銀行 支店  
 金融機関

《消費税及び地方消費税に関する事項》

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり

○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況 -

○ 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 -

○ 中間納付税額(合計) 円

○ 中間納付譲渡割額(合計) 円

○ 振替納税利用 銀行 支店  
 金融機関

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成30年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額が表示されません。

※ 最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

## お問合せ先のご案内

事前準備、送信方法、エラー解消など  
 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

▶ 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

最新の情報についてはe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の  
 ICカードリーダライタの設定などに関するお問合せ  
 マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178 (通話料金無料)

▶ 月曜日～金曜日 9:30～20:00

▶ 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

申告書の作成などに当たって  
 ご不明な点に関するお問合せ  
 最寄りの税務署

☎ 電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

お電話いただけますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

申告書や手引き等は国税庁ホームページからダウンロードできます。

## 税務署からのお知らせ

### 「確定申告書等作成コーナー」は、スマートフォンで！！

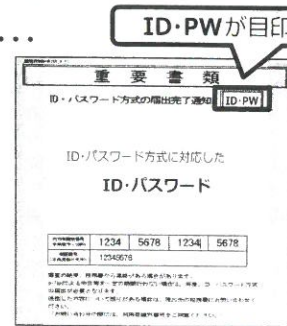
「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。  
**年末調整済みの給与所得者(1か所からの支払のみ)**で、**医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除を適用して還付申告する方は、スマートフォン専用画面**がご利用できます。

スマートフォンで申告される方は...

ID・パスワード方式による  
 e-Taxが便利です！！

用意するものは、次の2つ！

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



※ ご利用に当たっては、税務署で交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要となります。

※ マイナンバーカード方式の内容については、裏面をご覧ください。

● 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときには、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。